

No.	項目	質問	回答
募集要項 保育所編			
1	3 聚楽保育所の民間移管に係る基本的事項 (1) 業務の引継ぎ・共同保育	京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）における給料表等に基づいて京都市が算定した人件費の補助を予定されているが、候補者が人材を確保する場合、月額給与等を決めたうえで、雇用期間の定めのない正社員を採用することが基本となるため、補助金支給申請にあたっては、当該事業の実施要綱の給料表のとおり、月額給与として算定して差し支えないか。あるいは、引継ぎ・共同保育に従事した日数分のみが算定対象（日割り計算）となるのか。	引継ぎ・共同保育の従事日数が原則週5日の期間については、京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）における給料表に基づき、従事される職員の格付に応じた額を補助します。 引継ぎ・共同保育の従事日数が原則週5日未満の期間については、移管先法人等が運営する園（以下「本園」という。）で従事している職員が、規定の日数において聚楽保育所で従事することになり、その間、本園の職員が不足することになるため、本園において臨時に従事する職員を雇用していただく必要があることから、当該職員の雇用に必要な経費を補助します。具体的には、本市の臨時の任用職員の給与額である8,400円／日に従事日数を乗じた額となります。 なお、引継ぎ・共同保育における人件費の補助については、移管前のみを対象としていますので、念のため申し添えます。
募集要項 保一別紙4 「移管後の運営に係る基本事項」			
2	I 保育所運営等 2 職員について 施設長	要件となっている「社会福祉事業での経験」について、例えば、社会福祉事業以外の事業、保育以外の社会福祉事業、社会福祉法人以外の保育（小規模保育、無認可園など）、教職員、地域の民生委員の経験なども含まれるのか。 3つの要件に類似する経験も認められる場合があれば、具体例を挙げて教えて欲しい。	本要件における社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に基づく社会福祉事業を指しておりますが、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法等の社会福祉関係各法に定める援護、育成、更正の措置又は指導監督に関する事務に従事した期間についても、社会福祉事業としての経験年数に含みます。 なお、法改正等で新たに社会福祉事業と位置付けられたもののうち、同内容の事業が従前から行われていたものについては、社会福祉事業としての経験年数に含みます。 また、本要件における認可保育所とは、保育所及び幼保連携型認定こども園を指しています。

No.	項目	質問	回答
3	I 保育所運営等 2 職員について 引継ぎ・共同保育	引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員について、引継ぎ・共同保育の期間内又は移管後6箇月以内に当該職員側のやむを得ない事情等で保育に従事することができなくなった場合、「損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う」に該当するか。 また、該当しない場合もあると想定している場合、具体的には、どのような事情を想定しているか。	「損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う」に該当するかどうかについては、当該保育所で保育に従事することができなくなった理由を個別に確認のうえ、その都度判断します。 「損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う」に該当しない例としては、当該職員の家庭の事情による退職など予期できない理由により、継続して勤務することができなくなる場合等を想定しています。
4	I 保育所運営等 2 職員について 引継ぎ・共同保育	現在の臨時の任用職員の人数、平均賃金等を教えて欲しい。	職員数は7名、賃金日額は8,400円です（令和2年1月24日現在）。 ※ ただし午前7時30分～の勤務及び午前9時15分以降～の勤務の場合、日額に50円加算して8,450円となります。 ※ 交通費は月額上限19,030円、日額上限910円です。
5	II 保育内容等 給食・調理	食材の安全性に配慮し、食材の産地表示を行うこととあるが、現在の京都市聚楽保育所では、どのようなことに配慮し、具体的にはどこまでの産地表示を実施されているのか。	食材の安全性について、産地や流通経路を調べ、良質で安心できるものを使用し、できるだけ旬の食材、国産品を選択します。また、適切な価格を管理するとともに検品の際は安全性、品質を確認します。 食材の産地表示については、使用する食材を「食材産地調査表」に記載し、掲示することで、保護者に知らせています。
申請書類（共通編）			
6	現在運営している保育園等の状況	主な記載事項の「年間利用状況報告書」とはどのような書類か。様式等があれば提示して欲しい。様式等がないのであれば、具体的にどのような内容を記載すればよいのか教えて欲しい。	特定の様式はございません。歳児別の児童数が分かる資料を御提出ください。

申請書類（保育所編）			
7	【保－23】移管後の施設の運営理念等 【保－26－1】運営計画①	それぞれ「運営理念」と「保育の理念」を記載するようになっているが、別々の趣旨を記載する必要があるのか。それぞれの趣旨の違いについて教えて欲しい。	「移管後の施設の運営理念等（保－23）」においては、移管後の保育所における具体的な運営理念や運営方針を記載してください。 「運営計画①（保－26－1）」においては、聚楽保育所の保育を引き継ぐに当たっての具体的な運営計画や保育計画を記載してください。
申請書類（保育所編及び児童館編）			
8	—	記載内容が重複するような部分が見受けられる。 同様の内容を記載しても、審査上問題ないか。	同様の内容を記載していただいて結構です。そのことで問題になることはありません。
その他			
9	—	今回の募集要項では、社会福祉法人を想定した書面審査となっているように見受けられる。社会福祉法人への移管を想定している又は優先されることはないか。	保育所及び児童館を運営していただくことを前提としているため、事業者として適當かどうかを審査する様式になっています。保育所や児童館の運営実績があることによって評価が高くなることは想定されますが、特定の種別の法人を優先するものではありません。 なお、監査や評価等を実施していない場合は、当該項目の得点が付かないことになります。
10	—	申請資格には、児童館事業の受託実績は含まれていないので、実績が無くても問題ないか。	お見込のとおり申請に当たっては、児童館事業の受託実績は必要ありません。